

鳥取県立大山自然歴史館指定管理者募集要項

鳥取県立大山自然歴史館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、令和9年4月1日から施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を次のとおり募集する。

1 施設の概要

名 称	鳥取県立大山自然歴史館（以下「自然歴史館」という。）
所 在 地	西伯郡大山町大山43
設置目的	大山を中心とする地域における豊かな自然、歴史及び文化に関する資料を展示してその魅力を鳥取県の内外に発信するとともに、自然を大切にする心をはぐくむことを目的とする。
構 造	鉄筋コンクリート造 2階建 延べ床面積802㎡
敷地面積	2,093.37㎡
建築面積	668.80㎡
開 館	平成17年7月（平成30年8月リニューアル）
主な施設内容	ガイダンスゾーン、展示情報ゾーン、日本遺産ゾーン、交流ゾーン

2 指定管理者が行う業務

（1）業務の内容

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行うこと。

ア 自然歴史館の施設設備の維持管理に関する業務

鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例（平成17年鳥取県条例第6号。以下「自然歴史館条例」という。）に基づく自然歴史館の施設設備の維持管理に関する業務（施設の清掃、保安警備、保守管理及び修繕）

イ 自然歴史館の利用の制限に関する業務

適正な管理に必要な利用者への措置命令、施設からの退去命令に関する業務

ウ 自然歴史館の利用促進に関する業務

国立公園である大山のビジターセンターとして、その豊かな自然・歴史・文化の情報発信や、大山の魅力を体験できる機会の提供による施設の利用促進に関する業務

エ その他自然歴史館の管理運営に必要な業務

来館者の受付及び案内、利用指導又は操作及び利用者へのサービス提供

（2）管理の基準

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、自然歴史館の適切な管理運営を行うこと。

ア 基本方針

- （ア）県と密接に連携を図りながら、公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、正当な理由なくして特定の者に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- （イ）利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、また施設の各機能が最大限に発揮されるように適正な維持管理を行うとともに、効率的な運営による経費の節減に努めること。
- （ウ）大山の自然・歴史・文化に関する教育の場を児童、生徒等に提供すること。
- （エ）利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくとともに、施設や自然環境を活用し、効果的な広報・PR等を実施することにより、利用の促進に努めること。
- （オ）地元の観光事業者、観光施設、関係団体、ボランティア及び関係自治体との連携により大山の自然・歴史・文化を情報発信し、大山のビジターセンターとしての役割の発揮に努めること。

イ 基本的事項

（ア）開館時間及び休館日

自然歴史館の開館時間及び休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定す

ること。

ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、開館時間及び休館日を臨時に変更することができる。

なお、開館時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まないものであること。

(イ) 利用の制限

自然歴史館条例第6条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者に対して、自然歴史館の利用を拒み、又は自然歴史館からの退去を命ずることができること。

- a 自然歴史館の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする者
- b 所定の場所以外の場所において喫煙する者
- c みだりに空き缶、空き瓶その他ごみを捨てる者
- d 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする者
- e 上記のほか、指定管理者が自然歴史館の管理上支障があると認められる行為をする者

(ウ) 入館料

自然歴史館の入館料は無料とする。

(エ) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項2号において準用する同条第1項の規定及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、自然歴史館の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならないこと。

(オ) 情報の公開

指定管理者は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。）の規定を遵守し、自然歴史館の管理に関して保有する情報の公開に関する事務を適切に行うこと。

(カ) 法令等の遵守

指定管理者は、次に掲げる法令等を遵守して自然歴史館の管理運営を行うこと。

- a 自然公園法（昭和32年法律第161号）、同法施行令（昭和32年政令第298号）、同法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）
- b 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地方自治法」という。）、同法施行令（昭和22年政令第16号。以下「地方自治法施行令」という。）
- c 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定手続条例」という。）
- d 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労働基準法」という。）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「労働衛生法」という。）
- e 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- f 消防法（昭和23年法律第186号）
- g 浄化槽法（昭和58年法律43号）
- h 個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例29号）、鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年鳥取県規則第6号）
- i 情報公開条例、同条例施行規則（平成12年鳥取県規則第8号）
- j 自然歴史館条例
- k その他施設の維持管理及び運営で関係ある法令

(3) 留意事項

ア 指定管理者が行う業務の内容の詳細については、鳥取県立大山自然歴史館管理業務仕様書（資料8）によること。

イ 指定管理者が行う管理業務を一括して他の者に委託することはできないこと。ただし、管理業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、専門の事業者へ委託することができること。なお、委託しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

また、委託する場合には、指定管理者は受託者の業務の実施日、実施場所、実施内容等自然歴史館の管理に必要な事項を把握し、必要に応じて適切な指示を行うこと。

ウ 指定管理者は、自然歴史館の利用促進のため、県の承認を受けて、自ら料金を徴収する事業（以下「自主事業」という。）を実施できること。なお、自主事業を実施しようとする場

合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。ただし、自主事業が、自然公園施設にふさわしくないもの又は公序良俗に反するものである場合は承認しない。また、自主事業が、施設の設置目的等を逸脱していると県が判断した場合は、自主事業の中止を指示するものとする。

エ 県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、指定管理者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、管理業務の実施に当たっては県内事業者への発注に努めること。なお、特に委託、工事請負については原則県内事業者へ発注しなければならないが、やむを得ず県外事業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議すること。

また、発注先の事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与え、又は経営幹部が暴力団員と密接な交際をするなどの事実がある法人等。以下「暴力団等」という。）でないこと。

なお、指定管理者は、発注先として選定しようとする業者が暴力団等でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

オ 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ、県が施設の改修を行うことがあること。

カ 指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた者の職員が通勤のために使用することのできる施設内駐車場はないこと。

キ 指定管理者は、指定管理の施設、設備等に関する事故が発生したときは、具体的な被害の発生の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに県への報告及び公表を行うこと。

（ア）来場者及び従業員の身体、生命に被害を生じさせる可能性があるものである場合

（イ）施設の運営・管理に大きな影響が生じる場合（主要施設を利用中止又は制限する場合など）

3 指定期間

指定管理者の指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。ただし、16（1）又は（2）により適正な施設管理の継続が困難と認められるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

4 指定管理料その他の収入の取扱い等

（1）指定管理料の支払

県は、自然歴史館の管理運営に必要な経費として指定管理料を支払う。

指定期間中の指定管理料の総額は、177,815,000円（消費税額及び地方消費税16,165,000円を含む。）を上限として募集時に指定管理者から提出された事業計画書の金額を基に別途協定で定める額とする。各年度ごとの支払額は、協定で定める指定期間中の総額を指定期間の年数で除して得た額を原則とする。法令改正により消費税率が変更になった場合には、原則として県は新たな税率で指定管理料を再算定して指定管理料額を変更する。

急激な人件費・物価変動等への対応に関する基本的な考え方については、下記5「県及び指定管理者の責任の分担」で規定するとおり、「急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動」に該当する場合に県と指定管理者でリスク分担を行うこととし、人件費及びその他事業費（修繕費を含む。）について、特定の条件下において再算定を行い、指定管理料に反映する。

なお、上記の指定管理料総額には施設の維持管理に係る燃料・光熱費は含まれない。燃料・光熱費は、今後の物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

また、指定管理料の支払は、原則四半期ごとに年間の支払計画に基づき行う。

（2）その他の収入等の取扱い

自然歴史館の利用者へのサービス提供に伴う収入その他の収入は、指定管理者が自らの収入

として収受する。

なお、協定に定める指定管理料の額が指定管理者の業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県は、その差額を補填しない。

5 県及び指定管理者の責任の分担

県及び指定管理者の責任は、原則として、次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の責任の欄に○印の付いた者が負うものとする。なお、その詳細は、県及び指定管理者が締結する協定で定める。

項 目	責 任	
	県	指定管理者
物価の変動	人件費、光熱水費等物価変動に伴う管理経費の増	○
	急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動	協議事項
金利の変動	金利の変動に伴う管理経費の増	○
関連法制度の改正	施設等の設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	○
	施設等の管理基準の変更に伴う管理経費の増	協議事項
	上記以外のもの	○
施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の損傷	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの	○
	上記以外のもの	協議事項
施設等の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの	○
	上記以外のもの	協議事項
施設等の改良・修繕	施設等に係る修繕（発注1件当たり50万円未満のものに限る。）	○
	施設等に係る修繕（発注1件当たり50万円以上のものに限る。）	○
備品の購入	施設の管理の観点から、県が指定管理者に貸与する備品の更新及び指定管理者の新設希望等により県が新たに貸与する備品	○
	指定管理料による購入を県が指示したもの及び指定管理者の判断により購入するもの	○
災害保険（建物）への加入	○	
管理業務に要する経費（上記のうち県の責任分担とされたものを除く。）の負担		○
包括的管理責任	○	

※協議事項については、事案の原因ごとに判断する。ただし、第一次責任は、指定管理者が有するものであること。

※ 「急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動」とは以下の場合を言う。

人件費：「協定書締結年度の前年度の鳥取県民間給与実態調査をもとに県が算定した人件費単価等を用いて算出される人件費想定額」と「各年度ごとに実施する同調査の額を用いて県が算定する人件費単価等を用いて算出される人件費想定額」を比較して3%以上の増減があった場合。

この条項により、指定管理料の改定を行った場合、それ以降は「協定書締結年度の前年度の鳥取県民間給与実態調査をもとに県が算定した人件費単価等を用いて算出される人件費想定額」を「前回改定の際に用いた人件費想定額」と読み替える。

その他事業費（修繕費を含み、燃料・光熱費を除く）：協定書締結年月の鳥取市消費者物価指数と年度ごとに甲が指定する月の同指数を比較して3%以上増減があった場合。

この条項により指定管理料の改定を行った場合、それ以降は「協定書締結年月の鳥取市消費者

物価指数」を「前回改定の際に用いた鳥取市消費者物価指数」と読み替える。

※修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

※備品とは、性質及び形状を変えことなく長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上のものをいう。

6 応募資格等

(1) 応募資格

自然歴史館の指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。なお、ア、オからケまで及びシについては、応募後であってもその要件を満たさなくなったときは、指定管理者に係る資格を失うものとする。

ア 鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

イ 12(3)の面接審査の日の前日において、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

ウ 12(3)の面接審査の日の前日において、本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

エ 募集の受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法、労働安全衛生法、その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

カ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

キ 暴対法第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の（ア）から（カ）までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。

（ア）暴力団員を経営幹部とすること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。

（エ）暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に管理業務を再委託すること。

（オ）暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。

（カ）経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。

ク 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

ケ 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。

コ 応募の日において、地方自治法第244条の2第11項の規定により本県から指定管理者の指定を取り消され、又は指定管理候補者の選定を辞退した法人等（以下「指定取消法人等」という。）にあっては、当該取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。

サ 応募の日において、自然歴史館の指定取消法人等にあっては、当該取消し又は辞退に係る自然歴史館条例に定める指定管理者の管理の期間の満了後2回の指定期間を経過していること。

シ コ及びサの応募資格を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

(2) 複数の法人等による応募

自然歴史館のサービスの向上又は管理業務の効率的実施を図る上で必要である場合には、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができること。この場合においては、次の事項に留意すること。

ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。

イ グループの構成団体間における管理業務に係る各団体の役割、経費に関する連帯責任の割合等を、別途協定で定めること。

ウ 単独で応募した法人等は、グループ応募の構成団体となることができないこと。

エ 同時に複数のグループの構成団体になることはできないこと。

オ グループの代表となる法人等及び構成団体のすべてが、（１）に掲げる応募資格のすべてを満たす法人であること。

カ １１（３）の応募書類のエからサまでは、構成団体ごとに提出すること。

7 募集及び選定等の日程

指定管理者の募集は、次の日程により行う。ただし、面接審査以降の日程は、予定であり、必要に応じて変更する場合がある。この場合において、応募した法人等には、その旨通知を行う。

募集要項の配布	令和８年９月１日（火）から９月３０日（水）まで
質問事項の受付	令和８年９月１日（火）から９月３０日（水）まで
現地説明会	令和８年９月１５日（火）
役員名簿の事前提出	令和８年１０月１日（木）（募集開始から３０日後）
募集の受付期間	令和８年９月１日（火）から１０月１５日（木）まで
第２回審査・運営評価委員会 （面接審査）	令和８年１０月下旬 （時間、場所、実施方法等は、応募した法人等に別途通知する。）
審査結果の通知	令和８年１１月上旬
指定管理者の指定	令和８年１２月（議会の議決を経て行う。）
協定の締結	令和９年３月

8 募集要項の配布

募集要項は、令和８年９月１日（火）から同年９月３０日（水）までの間に、インターネットの環境建築局ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1255426.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

（１）配布期間

令和８年９月１日（火）から同年９月３０日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時まで

（２）配布場所

- ア 鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課自然公園担当
〒６８０－８５７０ 鳥取市東町一丁目２２０（県庁本庁舎７階）
電 話 ０８５７－２６－７２００
ファクシミリ ０８５７－２６－７５６１
メールアドレス shizen-kyousei@pref.tottori.lg.jp
- イ 鳥取県西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課
〒６８３－００５４ 米子市糺町一丁目１６０（本館３階）
電 話 ０８５９－３１－９６２８
ファクシミリ ０８５９－３１－９３３３
メールアドレス seibu-kankyo@pref.tottori.lg.jp
- ウ 鳥取県立大山自然歴史館
〒６８９－３３１８ 西伯郡大山町大山４３
電 話 ０８５９－５２－２３２７

ファクシミリ 0 8 5 9 - 5 2 - 2 3 3 0
ホームページアドレス <http://daisen-museum.jp/>

9 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

- (1) 受付期間 令和 8 年 9 月 1 日（火）から同年 9 月 3 0 日（水）まで
- (2) 受付方法 質問票（別紙様式）に記入の上、8（2）イの場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、環境建築局ホームページにも随時掲載する。

10 現地説明会の開催

- (1) 日 時 令和 8 年 9 月 1 5 日（火） 午後 1 時から午後 3 時まで
- (2) 場 所 西伯郡大山町大山 4 3 鳥取県立大山自然歴史館
- (3) 申込方法
 現地説明会への参加を希望する旨並びに法人等の名称、代表者名及び参加希望者（各法人等 3 名まで）を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、令和 8 年 9 月 8 日（火）午後 5 時までに、8（2）イの場所へ申し込むこと。
 なお、申込期限までに申し込みがなかった場合は開催しない。

11 応募の手続

- (1) 応募書類の受付期間及び時間
 令和 8 年 9 月 1 日（火）から同年 1 0 月 1 5 日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで
 ただし、（3）ク 当該法人等の役員名簿については、1 部を令和 8 年 1 0 月 1 日（木）の午後 5 時までに事前提出を行うこと。（申請書提出の際にも再度提出を行うこと。）
- (2) 応募書類の提出方法及び提出場所
 ア 応募書類は、持参又は郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものをいう。以下同じ。）により提出すること。
 なお、郵便等による提出は、令和 8 年 1 0 月 1 5 日（木）の午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。
 イ 応募書類は、8（2）イの場所に提出すること。
- (3) 応募書類
 次の書類を提出すること。この場合において、応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等の負担とする。なお、各書類の説明は、〔別紙〕提出書類一覧を参照すること。
 ア 指定管理者指定申請書〔様式 1〕
 イ 鳥取県立大山自然歴史館の管理業務に関する事業計画書〔様式 2〕
 ウ 鳥取県立大山自然歴史館の管理業務に関する収支計画書〔様式 3-1、3-2〕
 エ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 オ 申請の日の属する事業年度の前 3 事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
 カ 申請の日の属する事業年度の前 3 事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
 キ 当該法人等の概要（自然歴史館の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類〔様式 4〕

- ク 当該法人等の役員名簿（氏名にふりがなが付され、かつ、住所・生年月日が記載されたもの）
- ケ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類
- コ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書〔様式5〕
- サ 指定申請に係る宣誓書〔様式6〕
- シ グループ協定書の写し（グループ申請の場合のみ）
- ス 個人情報の管理に係る申告書〔様式7〕

（4）応募書類の提出部数

正本1部及び副本6部（副本は、複写可とする。）

（5）応募に当たっての留意事項

- ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属すること。ただし、県は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができること。
- イ 応募書類その他の提出された書類は、返却しないこと。
- ウ 応募のあった法人等の名称等は、公表すること。
- エ 応募のあった法人等が6（1）キの暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等でないことを確認するため、鳥取県警察本部に照会すること。
- オ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、議案を審査するために県議会に提出することがあること。
- カ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあること。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示となるものであること。
- キ 応募書類の提出期限後、応募書類その他の提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めないこと。
- ク （3）の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼することがあること。
- ケ 指定手続条例、自然歴史館条例その他の関係法令を承知の上で応募すること。

12 指定管理者の選定方法等

（1）選定方法

学識経験者等の委員で構成する西部総合事務所環境建築局指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）を設置し、選定基準に基づいて各委員が審査した評点の合計点により、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定を行う。

（2）選定基準

指定管理候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。なお詳細な採点基準は別添「鳥取県立大山自然歴史館審査表」のとおりとする。

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・管理運営の基本的な考え方 施設の設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針	配点なし (必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格とする。
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 サービス向上策と利用促進策 自然・歴史・文化を紹介し、魅力を体験できる場の提供 自然・歴史・文化に関する教育の場の提供	30

		・地域の施設・団体等と連携した取組み	10
		・施設管理 - 施設設備の維持管理・衛生管理 - 外部委託の考え方 - 省エネルギー、省資源への取組 ・開館時間等 - 開館時間・休館日の設定 ・事故・事件の防止措置と緊急時の対応 - 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 - 緊急時の体制及び対応 - 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 ・個人情報保護等への対応 - 個人情報の保護 - 情報の公開への対応 ・利用者等の要望の把握及び対応方針	20
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・収支計画及び見積内容 ・指定管理料上限額に対する提示金額の評価	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	・法人等の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I 種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等 ・当該施設の管理運営状況の実績評価※ ※申請者が当該施設の現在の指定管理者の場合のみ審査項目とする。	20

(3) 面接審査等

指定管理候補者の選定に当たっては、応募資格等を審査した後、令和8年10月下旬開催予定の審査・運営評価委員会において、11(3)の書類により面接審査を行う。

なお、面接審査の日時、場所、実施方法等は、応募した法人等に別途通知する。

(4) 指定管理候補者の選定及び公表

(3)の面接審査の後、審査・運営評価委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定する。

その審査結果は、応募した法人等に書面で通知するとともに、当該法人等の名称、点数等を指定管理候補者に選定しようとする法人等の事業計画書と併せてホームページ等で公表する。

(5) 審査・運営評価委員会の審査結果に対する異議申出

ア 応募した法人等は、審査・運営評価委員会の審査結果に不服があるときは、審査結果の通知を受け取った日から起算して4日以内に、知事に異議を申し出ることができる。この場合において当該4日間の計算は、その期間に日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日を含まない。

イ 異議の申出は、次の事項を記載した書面により、8(2)のイの場所に申し出ること。

(ア) 異議申出をする法人等の名称、住所及び代表者の氏名

(イ) 異議申出の趣旨及び理由

(ウ) 異議申出の年月日

ウ 知事は、異議申出に理由があると認めるときは、これを審査・運営評価委員会の審査に付し、指定管理候補者に選定しようとしていた法人等関係者から意見等を聴取した上で再審査を行い、審査結果を変更した場合は、その再審査結果を、異議を申し出た応募した法人等に通知するとともに、ホームページ等で公表する。なお、再審査結果に対する異議の申出はできない。

(6) 選定対象の除外等

次のいずれかに該当する応募した法人等は、指定管理候補者の選定の対象から除外する。

また、(4)の決定を受けた指定管理候補者が、当該決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

ア 複数の事業計画書を提出したとき。

イ 審査・運営評価委員会の委員に個別に接触したとき。

ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。

エ 応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

オ 応募書類等の提出後に事業計画の内容を変更したとき。

カ その他不正な行為があったとき。

1.3 ネーミングライツ導入前後の対応

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課では県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人を募集することとしており、自然歴史館において新たなネーミングライツが導入されるときは以下の業務の実施に協力すること。

(1) 導入前

ア ネーミングライツに付随する権利（スポンサーメリット）の付与等に係る調整・協議。

(2) 導入後

ア 愛称及びロゴ等の定着、周知、普及。

イ 自然歴史館で開催される興行等において、当該興行等の主催者等から愛称及びロゴ等を不利用にしたいとの希望が示された場合の行財政改革推進課への報告。

ウ ネーミングライツを取得した法人により、施設内の標識、施設名表示等に愛称及びロゴ等が添加された場合、施設設備の維持管理に関する業務の実施にあわせた、自然歴史館内に設置されている愛称及びロゴ等が添加された標識、施設名表示等の点検の実施、補修等が必要な場合の行財政改革推進課への報告。

1.4 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、1.2(4)により選定した指定管理候補者を自然歴史館の指定管理者とすることが令和8年11月鳥取県議会において議決された後行う予定である。

(2) 協定の締結

ア 県及び(1)により指定を受けた指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、令和9年3月末までに協定を締結するものとする。

イ 協定の内容として予定する項目は、次のとおりである。

(ア) 指定管理者の責務

(イ) 業務範囲に関する事項

(ウ) 県が支払う指定管理料の額及び支払方法等に関する事項

(エ) 事業報告書に関する事項

(オ) 適正な施設管理の継続が困難になった場合の措置等に関する事項

(カ) 責任分担に関する事項

(キ) 個人情報保護その他の管理上の留意事項

(ク) その他

(3) 留意事項

- ア (1)により指定管理者の指定を受けた者が正当な理由なく(2)の協定の締結に応じない場合は、当該指定を取り消すことがある。
- イ (1)により指定管理者の指定を受けた者が(2)の協定の締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
- (ア) 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実にないと認められるとき。
- (イ) 著しく社会的信用を損なう行為をしたこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ウ (2)により締結した協定について、協定の締結後、管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、県と(1)の指定を受けた指定管理者が協議の上、この協定を改定することができる。
- エ 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。なお、指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸し出し等可能な範囲で支援するものとする。また、申請書において、現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する提案を行っている場合は、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の雇用に努めなければならない。
- オ 指定管理者は、公の施設の管理を行う者として求められる社会的責任の遂行について十分考慮し、障がい者雇用、高齢者雇用、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達、男女共同参画の推進、環境への配慮、あいサポート運動、SDGsの推進等、県が推進している施策について積極的に取り組むよう努めなければならない。

15 実施状況の報告等

(1) 業務報告書(任意様式)

指定管理者は、毎月の利用者数、利用促進策の実施状況、収支状況、再委託・工事請負発注の状況、管理体制、関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況、会計事務に関する指定管理者自身による内部検査結果等を業務報告書としてまとめ、当該報告書をその翌月15日までに県に提出すること。

(2) 事業報告書(任意様式)

指定管理者は、指定手続条例第9条の規定による事業報告書を毎年度終了後30日以内に県に提出すること。

(3) 事業計画書(任意様式)

指定管理者は、毎年2月末までに翌年度の事業計画書を県に提出し、その承認を受けること。

(4) 実施状況の確認

県は、必要があると認めるときは、指定管理者にあらかじめ通知した上で、施設の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することがある。

(5) 実施状況の評価

ア 県は、指定管理者による施設の管理状況について、毎年度、評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、ホームページで公開する。

イ 県は、評価を行うに当たり、業務報告書及び事業報告書のほか、あらかじめ指定管理者から管理等に関する成果、改善点について報告を求める。

ウ 県は、指定管理期間の中間年度の前年度までの実績をもとに、審査・運営評価委員会を開催して施設の管理運営状況について評価を行う。

なお、業務報告書や利用者の声による点検の過程や点検・評価シートの作成において管理状況等についての疑義を生じた場合など、必要があると認めるときは、随時、審査・運営評価委員会を開催し、委員からの意見聴取を行う。

エ 県は、ウの評価の結果について、指定管理者が次期指定管理候補者に応募する場合は、選定時の審査項目とし、審査に反映させる。

16 適正な施設管理の継続が困難になった場合における措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により自然歴史館の適正な管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがある。

この場合において、指定管理者が、県の指定する期間内に改善することができなかった場合には、県は、同条第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

- (2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、自然歴史館の適正な管理の継続が困難と認められる場合には、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

- (3) (1) 又は (2) により指定管理者の指定が取り消された場合において、県に損害が生じたときは、当該指定を取り消された指定管理者は、県に当該損害を賠償しなければならない。

- (4) 不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰することができない事由により自然歴史館の適正な管理の継続が困難となった場合には、県及び指定管理者は、当該管理の継続の可否について協議するものとする。

17 災害時の施設使用

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、指定管理者は、自然歴史館の使用について県の指示に従わなければならない。

ア 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、自然歴史館を閉館し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。

イ 自然歴史館について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。

ウ 自然歴史館について、大山町から大山町地域防災計画に基づく住民の避難、救護又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。

- (2) (1) の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。

- (3) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために自然歴史館を閉館する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉館すること。

18 添付資料

- (1) 鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例（資料1）
- (2) 大山自然歴史館の概要（資料2）
- (3) 施設の入館者数の実績（資料3）
- (4) 大山自然歴史館 年度別収支状況（資料4）
- (5) 大山自然歴史館 業務の再委託実績（資料5）
- (6) 大山自然歴史館 修繕実績（資料6）
- (7) 令和7年度自然観察会等の実施状況（資料7）
- (8) 鳥取県立大山自然歴史館管理業務仕様書（資料8）

19 その他

必要に応じて、応募書類等の内容について、応募した法人等から聴取調査を行う。この

場合において、詳細は、応募した法人等に後日連絡する。